

平成31年4月12日

(監理課扱い)

各部局長
教育長
警察本部長
県立病院局長
工業用水道部長

} 殿



土木部長

「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」の一部改正
について（送付）

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況が追加されることとなりました。

これに伴い、「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（平成27年3月13日付け監第441号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、参考までに送付します。

連絡先

監理課入札・指導係 担当 緒方

電話 099-286-3508

メール nyu-shi@pref.kagoshima.lg.jp

監 第 441号
平成27年3月13日
(平成31年4月12日一部改正)
(監理課扱い)

土木部内各課(室)長
各地域振興局建設部長
北薩地域振興局建設部甑島支所長
各支庁建設部長
各支庁事務所建設課(係)長



土木部長

施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて（通知）

今般、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図についても、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

これらの改正は、いずれも平成27年4月1日より施行されます。

については、県が発注する工事において、施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて下記事項に十分留意の上、請負業者に対する指導を徹底してください。

なお、今回の施工体制台帳の提出義務が下請契約を締結する全ての工事に拡大されることに伴い、建設工事下請通知書の徴取については廃止します。（「建設産業における生産システム合理化指針に基づく下請関係の適正化について」（平成3年3月14日付け監用第1204号土木部長通知）の廃止）

記

1 施工体制台帳に係る留意事項

（1）対象工事

県が発注した建設工事のうち、建設工事の下請契約を締結する全ての工事

（2）提出時期

監督職員は、元請業者に対し、施工体制台帳及び添付書類を、下請契約締結後、遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出させるものとする。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、提出させるものとする。

(3) 下請契約の範囲

施工体制台帳に記載すべき下請契約とは、「建設工事の請負契約」である。

従って、一次下請だけではなく二次下請、三次下請等も記載の対象となるが、「資材納入」、「調査業務」や「運搬業務」などの建設工事以外の契約は記載の必要はない。

(4) 施工体制台帳の添付書類

施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおり。

ア 建設工事の契約書等の写し

① 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し(契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款)

② 見積時に合意された、工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書（建設工事標準下請契約約款第2条参照）

イ 元請業者が置いた、主任技術者又は監理技術者の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた、主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面

健康保険等の写し

エ 元請業者が置いた、専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

(5) 建設工事の請負契約書の内容

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

なお、建設工事の下請契約の締結にあたっては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書を使用するよう指導すること。

また、建設工事の完成を目的とした単価契約を行おうとする場合も、建設業許可の要否、工事代金の支払等の様々な紛争が事後に生じないよう努める必要があることから、総価（単価×数量）による契約を締結するよう助言すること。

契約書には以下の14項目が必ず記載されていなければならない。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

2 施工体系図に係る書類の提出に関する留意事項

(1) 対象工事

県が発注した建設工事のうち、工事を施工するために、建設工事又は以下の業務の下請契約を締結する工事

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が指示した業務等

(2) 提出時期

監督職員は、元請業者に対し、施工体系図を下請契約締結後、遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出させるものとする。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、提出させるものとする。

(3) 施工体系図の作成方法

- ア 施工体制台帳に記載された、建設工事を施工している元請業者及び下請業者に関する事項（建設業法施行規則第14条の6の記載事項）
 - ① 元請業者の商号又は名称
 - ② 元請業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の名称
 - ③ 元請業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ④ 元請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
 - ⑤ 下請業者の商号又は名称
 - ⑥ 下請業者が請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請業者が建設業者であるときは、当該下請業者が置く主任技術者の氏名
 - ⑦ 下請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- イ 建設工事以外の業務を行っている委託業者に関する事項
 - ① 委託業者の商号又は名称

- ② 委託業者が請け負った業務の内容及び工期
- ③ 現場責任者の氏名

3 特記仕様書記載例

上記1及び2の取扱いについては、特記仕様書に以下の例にならって記載し、周知徹底を図ること。

第　　条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第　　条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

4 元請業者への指導

監督職員は、元請業者に対し、建設業法等の関係法令や建設産業における生産システム合理化指針及び建設業法令遵守ガイドライン等を遵守させるほか、次の記載事項に十分留意し、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について、助言・指導に努めること。

(1) 見積りについて

- ア 書面による見積依頼、法令で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、これらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- イ 工事現場における施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意すること。
- ウ 適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費等を適切に考

慮すること。

(2) 標準見積書等の法定福利費の内訳明示された見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

ア 元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働きかけるとともに、提出された見積書を尊重すること。

イ 下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

(3) 契約について

ア 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、請負代金の変更等に関する定め等を明示した契約を、着工前に締結すること。

イ 下請代金の支払時に、いわゆる赤伝処理を行う場合には、具体的な内容を両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

ウ 請負代金決定の際、いわゆる指値発注による請負契約の締結を行うことがないよう留意すること。

エ 工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合は、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による変更契約を行うこと。

(4) 検査及び引渡しについて

ア 元請業者は下請業者からの完成通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

イ 検査により下請工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに目的物の引渡しを受けること。

(5) 下請代金の支払について

ア 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 元請業者が発注者から支払を受けた時は、その日から一月以内で、できる限り短い期間内に相応する下請代金を支払うこと。特に、特定建設業者においては、建設工事の完成を確認した後、下請業者が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に支払を行うこと。

ウ 支払はできる限り現金払で行い、少なくとも労務費相当分は現金払とし、手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

(6) 下請業者への配慮等について

ア 元請業者は、下請業者の資金繩りや雇用確保に十分配慮すること。

イ 建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。

ウ 元請業者は下請業者の倒産により、下請契約における関係者に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

エ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請業者が建設業法、労働基準法等その他の関係法令に違反しないよう指導に努めること。

(7) 施工管理の徹底について

ア 公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、施工管理のより一層の徹底に努めること。

イ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等を適正に行い、より一層の下請契約の適正化に努めること。

(8) 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

元請業者は、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請業者への要請などの取組を行い、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

(9) 消費税率の円滑かつ適正な転嫁について

元請業者と下請業者との間で交わされる下請契約等において、消費税転嫁拒否等の行為を行わないこと。

(10) 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記4の(1)から(9)までの事項に準じた配慮をすること。

5 下請関係の苦情等の処理について

下請関係の苦情等については、本庁及び各地域振興局・支庁等に設置している「元請下請関係に関する相談窓口」において「元請下請関係に関する相談窓口の設置について」（平成22年3月30日付け監第573号監理課長通知）により、積極的に対応し、その解決に努めること。

6 適用対象

本通知に基づく施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについては、平成31年4月12日以降に新たに契約を締結する、県が発注する工事から適用する。

なお、適用日の前に締結された契約に係る工事については、従前の例による。

施工体制台帳（様式例）

三月年

《下請負人に關する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称 及工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日
	年 月 日		

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 知事 大臣 一般 特定期 定	第 号	年 月 日

工事名 及 工事内 容			
発注者名 及 住所			
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日

業 者 約 所	元請契約	ノルマ	外 部 生 活	主 任 事 務
	下請契約			
健 保 險 の 別 人 状 況	保 險 加 入 の 有 無	健 康 保 險	厚 生 年 金 保 險	雇 用 保 險
		加入 未 加 入 適用 除外	加入 未 加 入 適用 除外	加入 未 加 入 適用 除外
整 理 記 号 等	營 業 所 の 名 称	健 康 保 險	厚 生 年 金 保 險	雇 用 保 險
	元請契約 等			
	下請契約			

登録者名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・注文者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任

技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれからの写し。
専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれからの写し。

再下請負通知書（様式例）

年月日

《再下請負関係》

直近上位 注文者名	【報告下請負業者】		
住 所			
会 社 名			

《自社に関する事項》

元 諸 名 称	会 社 名		
代表者名			

《再下請負業者》

工事名 及び 工事内 容	施工に必要な許可業種		
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	注文者との 契 約 日
建 設 業 の 可 許	工事業 大臣 特定 知事 一般	工事業 大臣 特定 知事 一般	許可 (更新) 年 月 日

保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
健 康 保 険 等 の加 入 状 況	營業所の名称 事業所 整理事記号等	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	

監 督 具 名	安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			
現 场 代 理 人 名			
権限及び 意見申出方法			
主 任 技 術 者 名			
資 格 内 容			

一 号 特 定 技 能 外 國 人 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 建 設 就 労 者 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有無)
有 無	有 無	有 無	有 無

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	代表者名		
住 所 番 号			
工 事 名 称			
及 び 工 事 内 容			

施 工 に 必 要 な 許 可 業 種	施工に必要な許可業種		
建 設 業 の 可 許	工事業 大臣 特定 知事 一般	工事業 大臣 特定 知事 一般	許可 (更新) 年 月 日
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	契 約 日

保 険 加 入 の 有 無	健 康 保 険 加入 未加入 適用除外	厚 生 年 金 保 険 加入 未加入 適用除外	雇 用 保 険 加入 未加入 適用除外
健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	營業所の名称 事業所 整理事記号等	健 康 保 険 厚 生 年 金 保 険 雇 用 保 険	

現 场 代 理 人 名	安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			
現 场 代 理 人 名			
権限及び 意見申出方法			

一 号 特 定 技 能 外 國 人 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 建 設 就 労 者 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有無)	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有無)
有 無	有 無	有 無	有 無

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)
 ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体系図(様式例)

發音者姓名	日期	年	月	日
工事名稱				

第一回 事 内 容	
会 長	統括安全衛生責任者
副 会 長	
期 会 期	
上期	4月 日 ~ 4月 日
事 業 活 動	
工 事	担当工事名
事 業	専門技術者
人 員	主任技師者
安 全	安全管理責任者
合 著	会 社 名

会社名	安全衛生課長	主任教諭者	専門技術者	担当工事	定期	年月日
上期	年月日	～年月日	上期	年月日	上期	年月日

余 生 名	安金裕生 護生 吳妙蓮	1946年4月1日

企 业 名	企 业 名
美 金 生 产 经 球	美 金 生 产 经 球
主 任 楼 钢 石	主 任 楼 钢 石
工 事	工 事
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	株式会社	社長名	安井謙一郎
主任技術者	伊藤義和	主任技術者	伊藤義和
主任技術者	高橋義和	専門技術者	高橋義和
専門技術者	高橋義和	担当工事	内装工事
担当工事	内装工事	工期	平成4年1月~平成4年3月

企划部	企划部	企划部	企划部
企划部	企划部	企划部	企划部
企划部	企划部	企划部	企划部
企划部	企划部	企划部	企划部
企划部	企划部	企划部	企划部

施 工 体 制 會 帳 (記載例)

施工体制台帳を作成又は
変更した日付を記入

申請者(個人)の許可申請に係る請負工事の施工

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日を請負契約に係る當業所の名前を記す。

各保険の適用を受ける業種
の所について届出を行ってい
る場合には「加入」、行
ってない場合には「未加
入」として、その業種が複数あり、その
中のうち一灘について(い
うがいしない場合を含む)は「未加
入」、從業員用賃等により
の場合は「適用除外」を○で

事業所整頓記号及び事業所番号(原則組織結合)にあつては(新会社名)を記載、一括適用の場合は、各営業所の略記号及び事業所番号を記載

<p>下記负责人が置いた者</p> <p>会社名</p> <hr/>	<p>事業外専用記号及び事業所 番号を記載</p> <p>一括適用の承 認する業種の場合は、 本店の事業記号及び事業所 番号を記載</p>
------------------------------------	---

（資格を具体的に記入）
電気工事士
（指定学科3年・賞品面交）
（10年・機械器具設備）

下請契約を行う場

は、本店の整理記号及び手帳所書きを記載。五部別題に係る資料

- 1 構造法では様式は定められていませんので、この様式によらなくて
　もかまいません。
- 2 (＊) の部分は、建設業法で定められた記載事項です。
- 3 (＊) の部分は、釐かない場合もあるので、必要に応じて記載してください。
- 4 「構造及び意見の申出方法」欄は、建築業法では相手方にに対する通知するところになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合はその旨を記載していただけ下さい。
　これによらなければ、表面を添付していただけ下さい。

施工体制台帳の添付書類

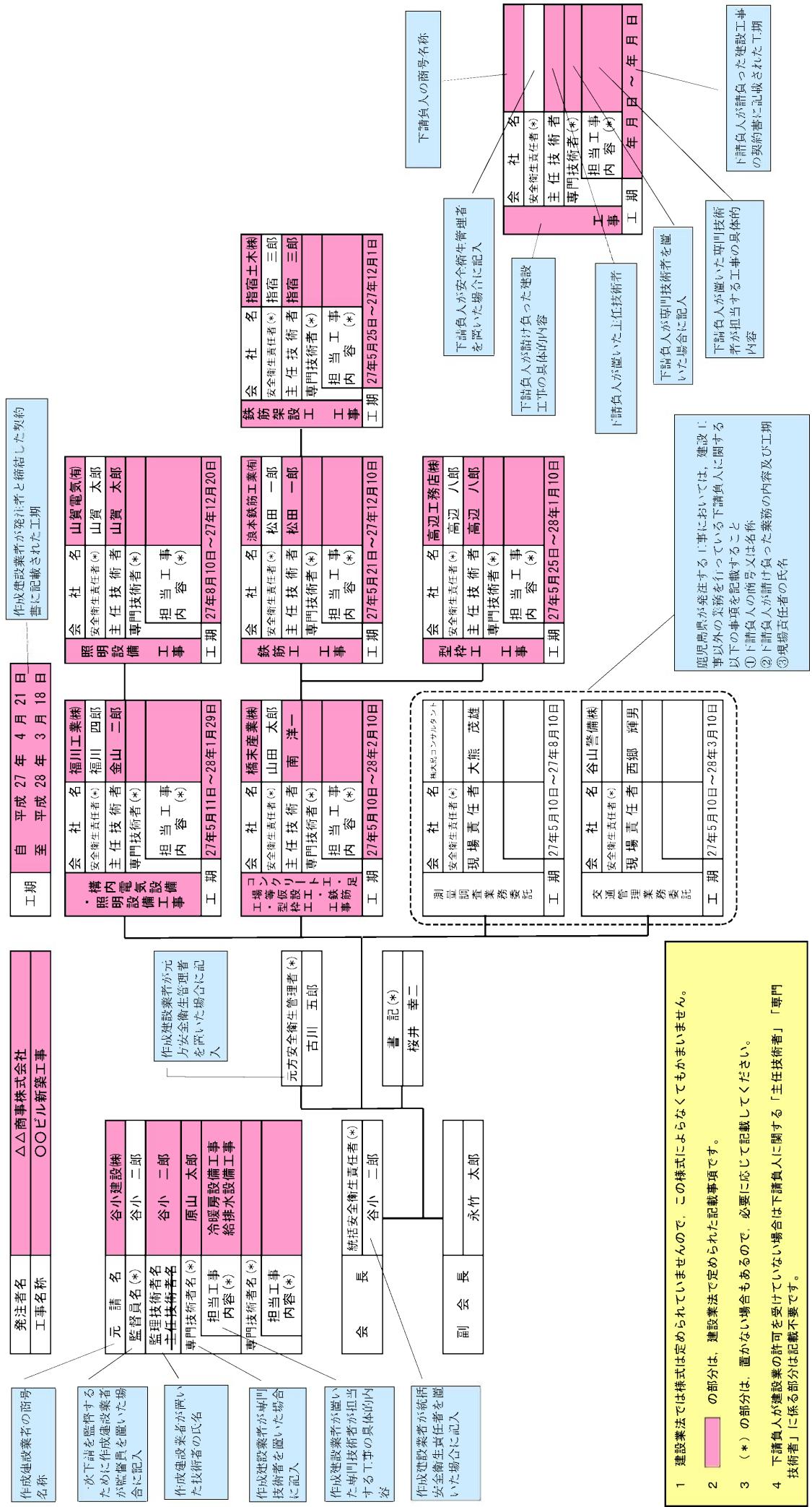
- 1 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
- 2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
- 3 工事技術者又は監理技術者の資格を証する書面
(資格証の写し含む) 及び雇用を証する書面
- 4 作成建設業者の専門技術者の資格及び雇用を証

技術者の資格を具体的に記入
例) 一般工場監査士
技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士
実務経験(3年・電気耐久)
実務経験(10年・機械器具設置)

作成建設業者が専門技術者を請いた場合に混入。監理技術者、主工合技術者と別個の技術者であつて置く主任技術者である。監理技術者と主工合技術者は、その技術者を有する

施工体系図（記載例）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



1 施工体制台帳等を作成しなければならない工事

公共、民間を問わず、特定建設業者^{*1}が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる^{*2}ときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

※公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(平成27年4月1日施行)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の一部改正

〔下請金額による下限を撤廃（維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止）〕

※1 「特定建設業者」を「建設業者」とする。

※2 「締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる」を「下請契約を締結した」と読み替える。

「下請契約」は「建設工事の請負契約」であるので、これに該当しない「資材納入」、「調査業務」、「運搬業務」、「警備業務」などの契約金額は含みません。

必要

元請業者

一次下請	建設工事の請負契約 ① 2,500万円
一次下請	建設工事の請負契約 ② 2,000万円
測量業者	測量の委託契約 50万円
資材業者	資材の売買契約 500万円
警備業者	警備の請負契約 100万円
運搬業者	運搬の請負契約 100万円
4,500万円	(①+②) ≥ 4,000万円

必要（民間工事の場合は不要）

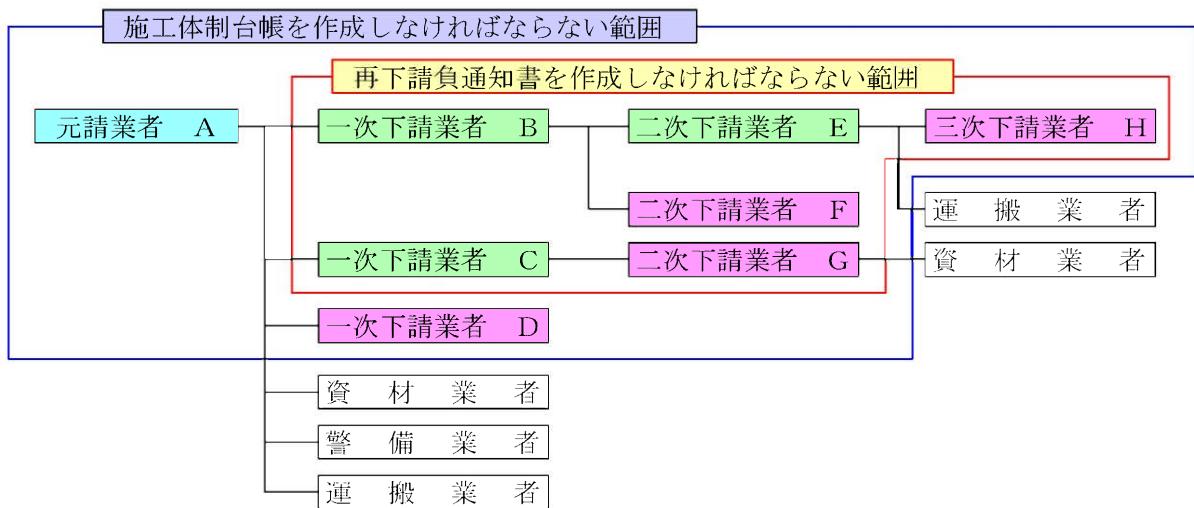
元請業者

一次下請	建設工事の請負契約 ③ 1,000万円
一次下請	建設工事の請負契約 ④ 300万円
一次下請	建設工事の請負契約 ⑤ 1,500万円
資材業者	資材の売買契約 500万円
警備業者	警備の請負契約 100万円
運搬業者	運搬の請負契約 100万円
2,800万円	(③+④+⑤) < 4,000万円

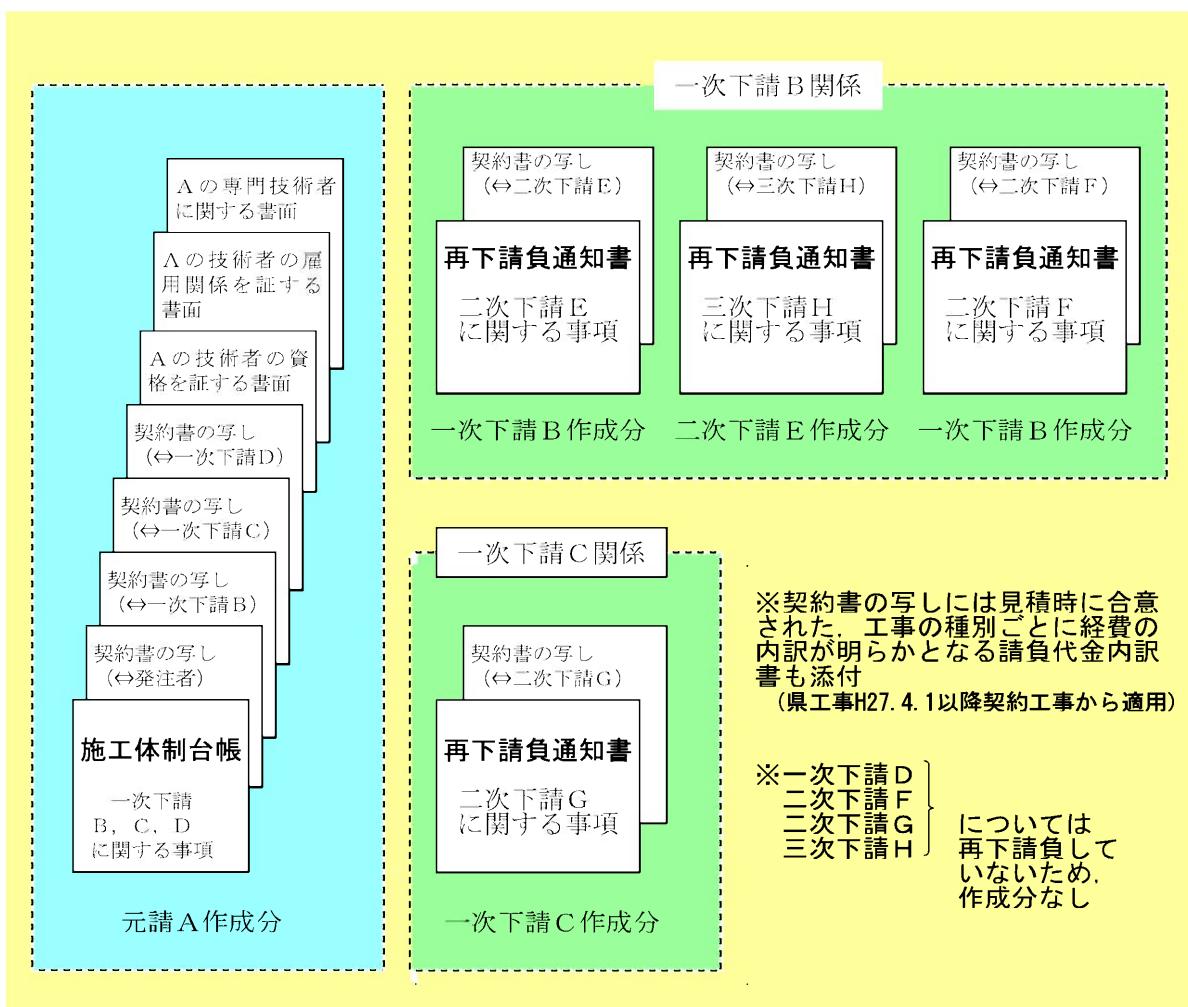
施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。（建設業の許可を受けていない者を含みます。）

「建設工事の請負契約」に該当しない「資材納入」、「調査業務」、「運搬業務」、「警備業務」などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要がありません。

2 施工体制台帳を作成しなければならない範囲



下請負人はその請け負った建設工事をさらに他の建設業を営む者に請け負わせたとき（上図の例では、B, C, Eが該当します（以下「再下請負通知人」という）。）には、再下請負通知書を作成し、添付書類と併せて作成特定建設業者（いわゆる元請業者）に提出しなければなりません。



3 施工体制台帳の作成の目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることにより、以下のことを防止する。

品質・工程・安全
など施工上のトラブルの発生防止

不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）の防止

安易な重層下請負による生産効率低下の防止

施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。
(入札契約適正化法第13条第1項)

4 施工体制台帳等の作成に係る関係者への周知義務

- 1 **掲示** 元請業者は、現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示しなければならない。
(建設業法施行規則第14条の3第1項)
- 2 **書面通知** すべての業者は下請に工事を請け負わせる際

① 元請業者の名称	} を書面で通知しなければならない。
② 再下請通知書が必要な旨	
③ 再下請通知書に係る書類と提出すべき場所	

(建設業法施行規則第14条の3第1項)

現場への掲示文 例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／〇〇営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。
△△△ 建設（株）

下請負業者への書面通知 例

下請負人となった皆様へ

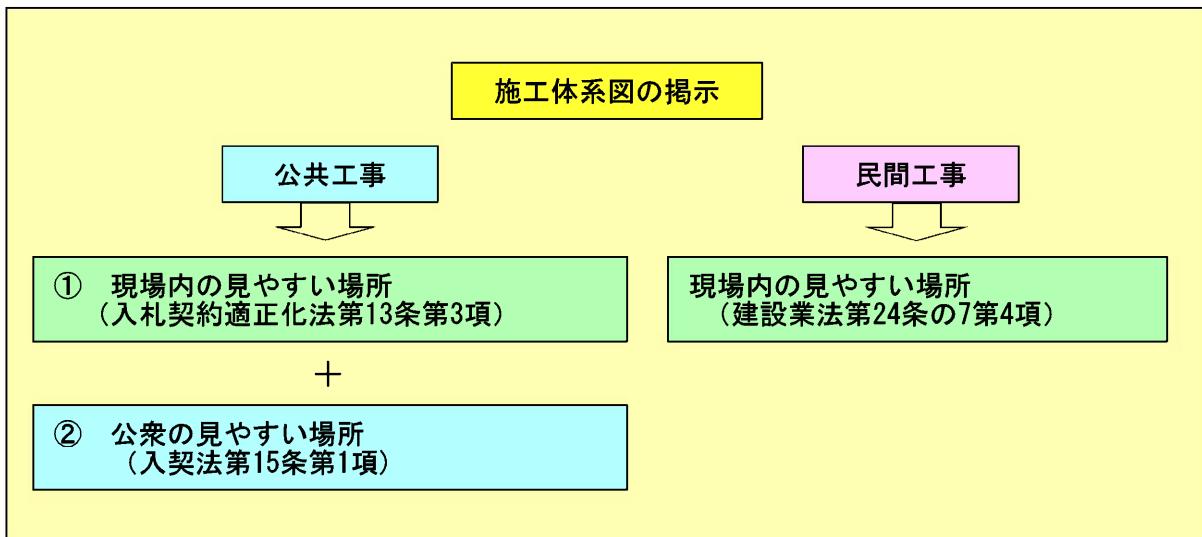
今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ①この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対して、この書面を交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 △△△ 建設（株）
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／〇〇営業所

5 施工体系図の掲示

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。
(建設業法第24条の7第4項)



6 再下請負通知書の作成

施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し「再下請負通知書」を提出しなければなりません。

(建設業法第24条の7第2項) (建設業法施行規則第14条の4)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請負契約を締結した再下請負人に関する事項
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ⑤ 添付書類：再下請負に関する請負契約書の写し
- ⑥ 添付書類：見積時に合意された、工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書も添付（県工事）